



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
 神戸市役所
 編集兼印刷発行人 神戸市長
 発行日 毎週火曜日

目次 条 例

- ▽神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例 [文化スポーツ局文化交流課] 5130
- ▽神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例 [福祉局介護保険課] 5140

告 示

- ▽障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定等 [福祉局障害者支援課] 5141
- ▽生活保護法等による医療機関の指定 [福祉局保護課] 5145
- ▽生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 5145
- ▽生活保護法等による施術者の指定 [福祉局保護課] 5146
- ▽生活保護法等による指定施術者の事業の廃止 [福祉局保護課] 5146
- ▽生活保護法等による介護機関の指定 [福祉局保護課] 5147
- ▽生活保護法等による指定介護機関の名称の変更 [福祉局保護課] 5147
- ▽生活保護法等による指定介護機関の事業の廃止 [福祉局保護課] 5148
- ▽指定管理者の指定（大原山公園の一部ほか） [建設局公園部管理課] 5149
- ▽介護保険法による指定居宅サービス等事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5150
- ▽介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の指定 [福祉局監査指導部] 5152
- ▽介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の指定 [福祉局監査指導部] 5152
- ▽介護保険法による指定居宅サービス等事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5153
- ▽介護保険法による介護予防・日常生活支援総合事業指定事業者の廃止 [福祉局監査指導部] 5154

- ▽介護保険法による指定地域密着型サービス事業者等の廃止 [福祉局監査指導部] 5155
- ▽介護療養型医療施設の指定の辞退 [福祉局監査指導部] 5156
- ▽道路法による道路の区域変更（市道 山ノ街1号線） [建設局道路管理課] 5156
- ▽道路法による道路の区域変更及び供用開始（市道 中5号線） [建設局道路管理課] 5157

公 告

- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（神戸臨床研究情報センターエントランスホール天井脱落対策工事） [行財政局契約監理課] 5157
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（三宮図書館仮移転整備電気設備工事） [行財政局契約監理課] 5160
- ▽大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出（TerrasMa） [経済観光局経済政策課] 5162
- ▽神戸市都市景観条例による協議の申出並びに当該申出に係る書面及び図書の写しの縦覧 [都市局景観政策課] 5164
- ▽一般競争入札による契約の締結（飲料自動販売機設置場所の貸し付け） [行財政局資産活用課] 5165
- ▽建築協定書の公開による意見の聴取（桜の杜IV建築協定） [建築住宅局建築指導部建築安全課] 5167
- ▽都市計画の変更に伴う都市計画案の縦覧（神戸国際港都建設計画道路ほか） [都市局都市計画課] 5168
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（シティハイツキャナルタウン消防設備改修工事） [行財政局契約監理課] 5169
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（アスタプラザイースト温泉ろ過逆洗水処理設備設置工事） [行財政局契約監理課] 5171
- ▽事後審査型制限付一般競争入札による契約の締結（淡河環境センター排水管理施設改修工事） [行財政局契約監理課] 5173

- ▽森南町1丁目地区まちづくり協定の更新
[都市局まち再生推進課] 5176
- ▽有料公園施設（苔谷公園体育館）の供用日
の変更 [建設局公園部管理課] 5176
- ▽開発行為に関する工事の完了（西区櫛谷
町） [都市局指導課] 5176
- ▽開発行為に関する工事の完了（須磨区桜木
町三丁目） [都市局指導課] 5176
- ▽製造工場用地の買受人の公募（神戸複合産
業団地（神戸テクノ・ロジスティックパー
ク）〔工業17-4工区〕） [都市局企業誘致課] 5177
- ▽開発行為に関する工事の完了（東灘区森北
町4丁目） [都市局指導課] 5179

交 通 局

- ▽制限付一般競争入札による契約の締結（布
引変電所統合化他更新工事）
[交通局経営企画課] 5180
- ▽簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制
限付一般競争入札による契約の締結（西神・
山手線 新長田駅大規模改修工事）
[交通局経営企画課] 5183

選挙管理委員会

- ▽法定連署数 [選挙管理委員会事務局] 5187

農 業 委 員 会

- ▽農地法第3条第2項第5号括弧書きの規
定に基づく別段の面積の決定
[農業委員会事務局] 5188

条 例

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月8日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市条例第19号

神戸市立文化センター条例の一部を改正する条例

第1条 神戸市立文化センター条例（昭和56年8月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">神戸市立中央区文化センター</td> <td style="border: 2px solid black;">神戸市中央区東町115番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立生田文化会館	[略]	神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地	[略]	[略]	<p style="text-align: center;">（名称及び位置）</p> <p>第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%; text-align: center;">名称</th> <th style="width: 50%; text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td>神戸市立生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立生田文化会館	[略]	[略]	[略]
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立生田文化会館	[略]																		
神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地																		
[略]	[略]																		
名称	位置																		
[略]	[略]																		
神戸市立生田文化会館	[略]																		
[略]	[略]																		

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及

び第2号において「改正部分」という。)及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分(以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後

別表第1 (第4条関係)

センター [略]	施設 [略]
灘区文化センター [略]	会議室 料理教室 美術室 工芸室 服飾室 音楽室 陶芸室 和室 伝承芸能室 体育館 老人談話室 ピーその他の便益施設
生田文化会館 [略]	多目的ルーム 会議室 スタジオ クッキングルーム 和室 服飾室 音楽室 美術室 陶工芸室 青少年コ ーナローその他の便益施設
北須磨文化センター [略]	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 会議室 和室 料理室 音楽室 美術室 工芸室
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の利用料金

ア～オ [略]

カ 中央区文化センター

名称	面積 (単位 平方メ ートル)	定員 (単 位 人)	利用料金(単位 円)					終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 の使用 (1時間 につき)
			午前 (午前 9時から 正午ま で)	午後 (午後 1時から 午後5時 まで)	夜間 (午後 5時から 午後9時 まで)	午前・午 夜 (午前 9時から 午後9時 まで)	午後・午 夜 (午後 9時から 午後9時 まで)		
多目的ル ーム	276	264	11,800	15,800	13,800	24,900	26,600	35,200	3,900
大	164	93	7,000	9,400	8,200	14,800	15,800	20,900	2,300
中	129	63	5,500	7,400	6,500	11,600	12,500	16,500	1,800
会議室	95	57	4,100	5,400	4,800	8,600	9,200	12,100	1,400
	80	36	3,400	4,600	4,000	7,200	7,700	10,200	1,100
	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
	76	36	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
	76	30	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100

改正前

別表第1 (第4条関係)

センター [略]	施設 [略]
灘区文化センター [略]	会議室 料理教室 美術室 工芸室 服飾室 音楽室 陶芸室 和室 伝承芸能室 体育館 老人談話室 ピーその他の便益施設
生田文化会館 [略]	[略]
北須磨文化センター [略]	プール 体育館 柔剣道室 トレーニング室 会議室 料理室 音楽室 美術室 陶芸室 工芸室 その他の便益施設
[略]	[略]

備考 [略]

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の利用料金

ア～オ [略]

6	69	36	3,000	3,900	3,500	6,200	6,700	8,800	1,000
7	67	49	2,900	3,800	3,400	6,000	6,500	8,600	1,000
8	65	36	2,800	3,700	3,300	5,900	6,300	8,300	900
小	53	27	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
2	53	24	2,300	3,000	2,700	4,800	5,100	6,800	800
3	51	24	2,200	2,900	2,600	4,600	4,900	6,500	700
4	46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700
5	46	24	2,000	2,600	2,300	4,100	4,400	5,900	700
6	42	24	1,800	2,400	2,100	3,800	4,100	5,400	600
7	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600
8	40	20	1,700	2,300	2,000	3,600	3,900	5,100	600
9	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500
10	38	20	1,600	2,200	1,900	3,400	3,700	4,900	500
11	35	20	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500
12	35	16	1,500	2,000	1,800	3,200	3,400	4,500	500
13	32	16	1,400	1,800	1,600	2,900	3,100	4,100	500
特別会議室	62	16	2,700	3,500	3,100	5,600	6,000	7,900	900
スタジオ	162	100	6,900	9,300	8,100	14,600	15,600	20,700	2,300
クッキンググループ	100	42	5,600	7,400	6,500	11,700	12,500	16,600	1,900
和室	53	28	2,500	3,300	2,900	5,300	5,600	7,400	800
服飾室	69	37	3,300	4,300	3,800	6,800	7,300	9,700	1,100
音楽室1	81	30	3,800	5,100	4,500	8,000	8,600	11,400	1,300
2	52	25	2,500	3,300	2,900	5,200	5,500	7,300	800
美術室	83	40	3,900	5,200	4,600	8,200	8,800	11,700	1,300
陶芸室	102	38	4,800	6,400	5,600	10,100	10,800	14,300	1,600

備考

1 服飾室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は

下段に掲げる金額を適用する。
 2 大会議室1は中会議室1及び6を、大会議室2は中会議室3及び小会議室1を1室として使用するときをいう。

キ～サ [略]
 シ 北須磨文化センター

名称	面積 (単 位 平方 メー トル)	定員 (単 位 人)	利用料金(単位 円)					個人 使用 の場 合	団体 使用 の場 合
			午前 (午前 9時から 正まで)	午後 (午後 1時から 5時まで)	夜間 (午後 5時から 9時まで)	午後 (午後 9時から 翌午前 9時まで)	午前 (午前 9時から 正まで)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
大会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

ス、セ [略]

(2) 附属設備の使用料
 ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備1回につき 6,300円
 イ、ウ [略]

カ～コ [略]
 サ 北須磨文化センター

名称	面積 (単 位 平方 メー トル)	定員 (単 位 人)	利用料金(単位 円)					個人 使用 の場 合	団体 使用 の場 合
			午前 (午前 9時から 正まで)	午後 (午後 1時から 5時まで)	夜間 (午後 5時から 9時まで)	午後 (午後 9時から 翌午前 9時まで)	午前 (午前 9時から 正まで)		
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
大会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
中会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
4	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
小会議室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
5	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
1	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
2	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
和室	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
3	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]
[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]

シ、ス [略]

(2) 附属設備の使用料
 ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西区文化センター 1設備1回につき 6,300円
 イ、ウ [略]

第2条 神戸市立文化センター条例の一部を次のように改正する。

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後	第2条による改正前																				
(名称及び位置)	(名称及び位置)																				
第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。	第2条 センターの名称及び位置は、次の表のとおりとする。																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立中央区文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区東町115番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地	[略]	[略]	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立葺合文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立生田文化会館</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区中山手通6丁目1番40号</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">神戸市立中央区文化センター</td> <td style="text-align: center;">神戸市中央区東町115番地</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	[略]	[略]	神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号	神戸市立生田文化会館	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号	神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地	[略]	[略]
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地																				
[略]	[略]																				
名称	位置																				
[略]	[略]																				
神戸市立葺合文化センター	神戸市中央区熊内橋通7丁目1番13号																				
神戸市立生田文化会館	神戸市中央区中山手通6丁目1番40号																				
神戸市立中央区文化センター	神戸市中央区東町115番地																				
[略]	[略]																				

次の表の第2条による改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び第2条による改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

第2条による改正後

別表第1 (第4条関係)

センター [略]	施設 [略]
中央区文化センター	多目的ルーム 会議室 スタジオ クッキングルーム 服飾室 音楽室 美術室 陶芸室 青少年コーナー その他

備考 [略]

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の利用料金
ア～ウ [略]

第2条による改正前

別表第1 (第4条関係)

センター [略]	施設 [略]
算合文化センター 生田文化会館	会議室 多目的室 和室 ロビー その他の便益施設 大ホール 会議室 多目的ホール 料理教室 和室 衣 服文化室 音楽室 視聴覚室 美術室 陶芸室 体育 室 青少年コーナー ロビー その他の便益施設 中央区文化センター

備考 [略]

別表第2 (第10条関係)

(1) 施設の利用料金
ア～ウ [略]

エ 算合文化センター

施設 名称	面積 (単 位 平方 メー トル)	定員 (単 位 人)	利用料金 (単位 円)										個人使用の 場合			
			午前 (午前 9時か ら正午 まで)	午後 (午後 1時か ら午後 5時ま で)	夜間 (午後 5時か ら午後 9時ま で)	午後 (午後 9時か ら午後 11時 まで)	午前 (午前 9時か ら午後 5時ま で)	午後 (午後 5時か ら午後 9時ま で)	夜間 (午後 9時か ら午後 11時 まで)	終日 (午前 9時から 午後9時 まで)	時間外 (午前 9時から 午後1時 まで)	その他				
会大	140	80	6,000	8,000	7,100	12,500	13,600	17,800	2,100							
議中	80	54	3,500	4,500	4,000	7,200	7,700	10,200	1,200							
室小	60	36	2,800	3,700	3,300	5,900	6,400	8,400	900	1人1時間 につき 150						
			2,500	3,500	3,000	5,400	5,900	7,600	900							
	50	36	2,100	2,900	2,500	4,500	4,900	6,300	800							
多 目 的 室	60	24	2,800	3,800	3,300	5,900	6,400	8,400	1,000	1人1時間 につき 150						
			2,500	3,500	3,000	5,400	5,900	7,600	900							
和室	60	36	2,800	3,700	3,200	6,000	6,300	8,400	1,000	1人1時間 につき 150						

備考

1 会議室小 (面積が60平方メートルのものに限る。)の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

備考 衣服文化室の利用料金については、洋裁、和裁又は着付けのために使用する場合は上段に掲げる金額を、それ以外の目的のために使用する場合は下段に掲げる金額を適用する。

カ～セ [略]

(2) 附属設備の使用料

- ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、葺合文化センター、生田文化会館、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西區文化センター 1 設備 1 回につき 6,300円
- イ、ウ [略]

エ～シ [略]

(2) 附属設備の使用料

- ア 東灘区文化センター、灘区民ホール、中央区文化センター、北区文化センター、北神区文化センター、須磨区文化センター及び西區文化センター 1 設備 1 回につき 6,300円
- イ、ウ [略]

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中別表第1の改正規定(中央区文化センターの項を加える部分を除く。)及び別表第2の改正規定(第1号サの表に係る部分(同表を同号シの表とする部分を除く。))に限る。)並びに附則第4項の規定 公布の日

(2) 第2条及び附則第3項の規定 令和4年8月1日

- 2 前項本文の規定にかかわらず、神戸市立中央区文化センターの供用を開始する日は、公布の日から起算して8月を超えない範囲内において規則で定める日とする。

(勤労会館条例の廃止)

- 3 神戸市勤労会館条例(昭和55年4月条例第20号)は、廃止する。

(準備行為)

- 4 第1条の規定による改正後の神戸市立文化センター条例(以下この項において「新条例」という。)を施行するために必要な神戸市立中央区文化センターに係る新条例第6条第1項の許可、新条例第10条第1項の利用料金の収受その他必要な行為は、新条例の施行の日前においても、新条例の規定の例によりすることができる。

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月9日

神戸市長 久元喜造

神戸市条例第20号

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例の一部を改正する条例

神戸市認知症の人にやさしいまちづくり条例（平成30年3月条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（個人の市民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 平成31年度から<u>令和6年度</u>までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。</p> <p>3、4 [略]</p>	<p>（個人の市民税の均等割の税率の特例）</p> <p>第9条 [略]</p> <p>2 平成31年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の市民税に係る均等割の税率は、神戸市市税条例（昭和25年8月条例第199号）第21条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する額に400円を加算した額とする。</p> <p>3、4 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

告 示

神戸市告示第586号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号。以下「法」という。）第54条第2項の指定自立支援（育成医療・更生医療）医療機関を、同法第69条の規定により次のとおり告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 法第59条第1項の規定により指定した指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）

指定年月日	名 称	担当する 医療の種類	所 在 地
令和3年12月1日	神戸市立西神戸医療センター(更生医療のみ)	腎移植	神戸市西区糀台5丁目7番1号
令和3年12月1日	社会福祉法人恩賜財団 済生会兵庫県病院	耳鼻咽喉科	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号
令和3年12月1日	医療法人社団健心会 神戸ほくと病院（更生医療のみ）	腎臓	神戸市北区山田町下谷上字梅木谷37番3号
令和3年12月1日	医療法人健美会 おおの歯科医院	歯科矯正	神戸市垂水区野田通8丁目25番Kコーポ1階
令和3年12月1日	医療法人社団顕修会 顕修会クリニック	腎臓	神戸市北区鈴蘭台西町2丁目22番3号
令和3年12月1日	かもめ薬局 岡本店	薬局	神戸市東灘区岡本3丁目7番9号 ラヴィール岡本1A
令和3年12月1日	近畿調剤かのか薬局	薬局	神戸市北区鹿の子台北町8丁目11番1号
令和3年12月1日	太田薬局	薬局	神戸市灘区八幡町2丁目3番8号
令和3年12月1日	しかのか薬局	薬局	神戸市東灘区深江北町2丁目7番5号 コンフォート芦屋西1階
令和3年12月1日	くるみ薬局 大石駅前店	薬局	神戸市灘区船寺通1丁目2番19号
令和3年12月1日	日本調剤 湊川薬局	薬局	神戸市長田区苅藻通6丁目1番7号
令和3年12月1日	くすのき薬局	薬局	神戸市中央区楠町5丁目4番16号 ワコーレ大倉山フラッツ101

令和3年12月1日	グランエール調剤薬局	薬局	神戸市垂水区陸ノ町2番3号102 国井ビル1階
令和3年12月1日	カイセイ薬局	薬局	神戸市須磨区松風町5丁目2番33号
令和3年12月1日	コトブキ調剤薬局 須磨店	薬局	神戸市須磨区衣掛町3丁目1番15号
令和3年12月1日	のぞみ薬局	薬局	神戸市中央区港島中町6番14号 ポートピアプラザH棟102
令和3年12月1日	つばさ薬局たるみ店	薬局	神戸市垂水区川原2丁目3番8号
令和3年12月1日	アイン薬局 神戸駅 店	薬局	神戸市中央区相生町3丁目1番2号
令和3年12月1日	三宮ハート薬局	薬局	神戸市中央区三宮町2丁目5番1号 三宮ハートビル5階
令和3年12月1日	ローズマリー調剤薬局	薬局	神戸市中央区加納町2丁目10番15号 穂高ビル1階
令和3年12月1日	りぼん薬局	薬局	神戸市長田区細田町4丁目101番10 号
令和3年12月1日	赤羽薬局 西神南店	薬局	神戸市西区井吹台北町2丁目17番15 号1階
令和3年12月1日	舞子中央薬局	薬局	神戸市垂水区西舞子2丁目14番14号
令和3年12月1日	瀧川薬局トアロード 店	薬局	神戸市中央区下山手通2丁目13番11 号
令和3年12月1日	ひまわり薬局	薬局	神戸市北区南五葉1丁目3番19号 シャトータカラ1F
令和3年12月1日	スギ薬局 新開地店	薬局	神戸市兵庫区新開地6丁目1番12号 コーポラティブハウス神戸1 1階
令和3年12月1日	さくらんぼ調剤薬局	薬局	神戸市垂水区東垂水町菅ノ口626番 地の11
令和3年12月1日	若宮薬局	薬局	神戸市須磨区衣掛町4丁目1番25号 平野ビル1階・2階
令和3年12月1日	訪問看護ステーション らっく	訪看	神戸市北区山田町上谷上字古々山29 番地の223 101号
令和3年12月1日	野瀬訪問看護ステー ションつながり	訪看	神戸市長田区二葉町5丁目1番36号
令和3年12月1日	オービーホーム訪問 看護ステーション (更生医療のみ)	訪看	神戸市垂水区名谷町字猿倉273番地 の7
令和3年12月1日	訪問看護ステーショ	訪看	神戸市須磨区須磨浦通4丁目8番6

	ン38		号
令和3年12月1日	j i n訪問看護リハビリステーション	訪看	神戸市東灘区魚崎南町4丁目12番6号
令和3年12月1日	訪問看護ステーション サンビラこうべ	訪看	神戸市西区神出町宝勢774番地の173
令和3年12月1日	訪問看護ステーションかすがの(更生医療のみ)	訪看	神戸市中央区野崎通4丁目1番2号
令和3年12月1日	彩樹の訪問看護ステーション ことのは	訪看	神戸市垂水区福田4丁目4番23号 平井マンション103号
令和3年12月1日	おかもと訪問看護ステーション垂水	訪看	神戸市垂水区霞ヶ丘6丁目8番5号 ベラヴィスタ垂水202号室
令和3年12月1日	カーリーナ神戸訪問看護ステーション	訪看	神戸市長田区御蔵通1番地の93 ユニテンコーポII301
令和3年12月1日	ふたば訪問看護ステーション	訪看	神戸市中央区熊内橋通1丁目9番12号
令和3年12月1日	訪問看護ステーション アスカケアライフ	訪看	神戸市中央区宮本通3丁目1番30号
令和3年12月1日	訪問看護ステーション リハメイト神戸	訪看	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号
令和3年12月1日	訪問看護ステーションまほし	訪看	神戸市北区有馬町199番地の28 エイジングコート有馬1階
令和3年12月1日	東神戸訪問看護ステーションこすもす	訪看	神戸市中央区旗塚通5丁目1番25号
令和3年12月1日	訪問看護ステーションおはあさ	訪看	神戸市東灘区本山南町8丁目6番26号 東神戸センタービル
令和3年12月1日	訪問看護ステーションあさんて・はな	訪看	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号 サンシャイングレート兵庫201
令和3年12月1日	兵庫県済生会訪問看護ステーション	訪看	神戸市北区藤原台中町5丁目1番1号
令和3年12月1日	訪問看護ステーションめぐみ	訪看	神戸市兵庫区湊川町9丁目8番9号

- 2 法第64条の規定による変更の届出があった指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)
- (1) 名称の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更後	変更前
令和3年6月1日	あおい薬局兵庫店	薬局	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号101	あおい薬局兵庫店	まごころ薬局兵庫店
令和元年8月1日	薬局レオファーマシー大開通店	薬局	神戸市兵庫区大開通7丁目3番8号 TMSビル1階	薬局レオファーマシー大開通店	イトエー薬局兵庫店
令和3年10月1日	カワセミ薬局	薬局	神戸市灘区福住通4丁目5番9号 コートハウスITO 1階	カワセミ薬局	学が丘薬局西灘店
令和3年12月1日	訪問看護ステーション リハメイト神戸	訪看	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	訪問看護ステーション リハメイト神戸	リハビリ訪問看護ステーション リハメイト神戸
令和3年4月1日	訪問看護ステーションあさんて・はな	訪看	神戸市兵庫区塚本通6丁目1番3号 サンシャイングレート兵庫201	訪問看護ステーションあさんて・はな	訪問看護ステーションあさんて

(2) 所在地の変更に係るもの

変更日	名称	担当する医療の種類	所在地	変更後	変更前
令和元年8月1日	薬局レオファーマー大開通店	薬局	神戸市兵庫区大開通7丁目3番8号 TMSビル1階	神戸市兵庫区大開通7丁目3番8号 TMSビル1階	神戸市兵庫区大開通7丁目3番9号
令和3年9月1日	せいりき薬局多聞台店	薬局	神戸市垂水区多聞台4丁目14番10号 ボンサンテ1階101号室	神戸市垂水区多聞台4丁目14番10号 ボンサンテ1階101号室	神戸市垂水区多聞台2丁目12番12号 多聞台ハイツ地下1階

神戸市告示第587号

次の医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	指定年月日
からと胃腸・内視鏡クリニック	神戸市北区唐櫃台2丁目16番18号	令和3年12月1日
足立病院	神戸市西区伊川谷町有瀬696番地2	令和3年10月25日
祥漢堂薬局住吉店	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番5号	令和3年11月1日
キリン堂薬局 兵庫南店	神戸市兵庫区駅南通3丁目4番5号	令和3年12月1日
オレンジ薬局 垂水店	神戸市垂水区日向2丁目1番4号	令和3年11月1日
グッドプラン薬局 北鈴駅前店	神戸市北区甲栄台1丁目2番3号	令和3年12月1日
祥漢堂薬局野崎通店	神戸市中央区野崎通3丁目3番27号	令和3年11月1日
訪問看護ステーションあそ日和	神戸市東灘区御影中町4丁目2番1号	令和3年7月1日
彩樹の訪問看護ステーションことのは	神戸市垂水区福田4丁目4番23号	令和3年12月1日

神戸市告示第588号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

名 称	所 在 地	廃止年月日
足立病院	神戸市西区伊川谷町有瀬696番地2	令和3年10月24日
祥漢堂薬局住吉店	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番5号	令和3年10月31日
オレンジ薬局垂水店	神戸市垂水区日向2丁目1番4号	令和3年10月31日
祥漢堂薬局野崎通店	神戸市中央区野崎通3丁目3番27号	令和3年10月31日

訪問看護ステーションあそ日和	神戸市東灘区魚崎中町1丁目7番5号	令和3年6月30日
リハビリ訪問看護ステーションリハメイト神戸	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	令和3年11月30日

神戸市告示第589号

次の施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
まはろ整体整骨院	白川 貴俊	神戸市垂水区学が丘4丁目10番38号	令和3年10月1日

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
平山治療院	平山 利秋	神戸市長田区久保町3丁目6番8号	令和3年11月20日
平山治療院	山下 ヤエ子	神戸市長田区久保町3丁目6番8号	令和3年11月20日

3 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
平山治療院	平山 利秋	神戸市長田区久保町3丁目6番8号	令和3年11月20日
平山治療院	山下 ヤエ子	神戸市長田区久保町3丁目6番8号	令和3年11月20日

神戸市告示第590号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

1 柔道整復師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
まはろ整体整骨院	上山 晴也	神戸市垂水区学が丘4丁目10番38号	平成28年4月30日

2 あん摩マッサージ師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
穂のか治療院	山下 陽美	神戸市西区学園東町7丁目49番1号	令和3年9月27日

3 はりきゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	廃止年月日
穂のか治療院	山下 陽美	神戸市西区学園東町7丁目49番1号	令和3年9月27日

神戸市告示第591号

次の介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の指定をしたので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

当該指定にかかる介護事業所の名称	当該指定にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	指定年月日	サービス種類
ヘルパーステーションえるかーさ	神戸市長田区久保町8丁目5番8号	株式会社チームU	神戸市長田区久保町9丁目4番11号	令和3年11月1日	訪問介護

神戸市告示第592号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

当該変更にか	当該変更にか	介護事業者の	介護事業者の主	変更年月日	サービス種類
--------	--------	--------	---------	-------	--------

かる介護事業所の名称	かる介護事業所の所在地	名称	たる事務所の所在地		
(新) SOMPOケア 神戸上沢 訪問介護 (旧) メッセージケアサービス神戸上沢	神戸市兵庫区上沢通8丁目2番5号	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	平成30年7月1日	介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス
(新) SOMPOケア 神戸東垂水 訪問介護 (旧) メッセージケアサービス神戸東垂水	神戸市垂水区山手1丁目3番21号	SOMPOケア株式会社	東京都品川区東品川4丁目12番8号	平成30年7月1日	訪問介護 介護予防訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス
一般社団法人つなぐ	(新) 神戸市垂水区名谷町1494番地2 (旧) 神戸市垂水区本多聞2丁目13番15号	一般社団法人つなぐ	神戸市垂水区名谷町1494番地2	令和3年7月1日	訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス
ステイールハート	(新) 神戸市西区大津和2丁目9番3号 (旧) 神戸市西区北別府3丁目10番10号	特定非営利活動法人ステイールハート	神戸市西区大津和2丁目9番3号	令和3年11月4日	訪問介護 介護予防訪問サービス 生活支援訪問サービス

神戸市告示第593号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項におい

て準用する同法第50条の2および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、当該指定介護機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第55条の3の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

当該廃止にかかる介護事業所の名称	当該廃止にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	廃止年月日	サービス種類
祥漢堂薬局住吉店	神戸市東灘区住吉宮町3丁目8番5号	株式会社祥漢堂	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	令和3年10月31日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
祥漢堂薬局野崎通店	神戸市中央区野崎通3丁目3番27号	株式会社祥漢堂	大阪府大阪市中央区城見1丁目3番7号	令和3年10月31日	居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導
リハビリ訪問看護ステーションリハメイト神戸	神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	有限会社リハネット	神戸市北区若葉台3丁目2番2号	令和3年11月30日	訪問看護 介護予防訪問看護
ヘルパーステーションえるかーさ	神戸市長田区若松町10丁目1番1号	株式会社チームU	神戸市長田区久保町9丁目4番11号	令和3年10月31日	訪問介護 介護予防訪問介護

神戸市告示第594号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

1 公の施設

大原山公園（有料公園施設に係る部分に限る。）及び
掖谷公園（有料公園施設に係る部分に限る。）

2 指定管理者

神戸市長田区若松町2丁目1番3号
神戸市公園緑化協会・ITCグループ
代表者 株式会社ITC

代表取締役 諏澤 誠治

3 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

神戸市告示第595号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条及び第115条の10の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久 元 喜 造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2860590468	訪問看護ステーションリハメイト神戸	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	メディカルズ株式会社	愛媛県松山市緑町2丁目3番地6	令和3年12月1日	介護予防訪問看護
2860590468	訪問看護ステーションリハメイト神戸	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1番19号	メディカルズ株式会社	愛媛県松山市緑町2丁目3番地6	令和3年12月1日	訪問看護
2860890439	彩樹の訪問看護ステーション ことのほ	兵庫県神戸市垂水区福田4-4-23 平井マンション 103号	株式会社イーノ	兵庫県神戸市垂水区御霊町5番26号	令和3年12月1日	介護予防訪問看護
2860890439	彩樹の訪問看護ステーション ことのほ	兵庫県神戸市垂水区福田4-4-23 平井マンション 103号	株式会社イーノ	兵庫県神戸市垂水区御霊町5番26号	令和3年12月1日	訪問看護
2865290528	アンズ訪問看護ステーション神戸	兵庫県神戸市西区桜が丘中町3丁目2番地の3 ジョイフル42号	株式会社TOWA	兵庫県神戸市西区桜が丘中町3丁目2-3	令和3年12月1日	介護予防訪問看護

2865290528	アンズ訪問 看護ステーション神戸	兵庫県神戸市西区桜が丘中町3丁目2番地の3 ジョイフル42号	株式会社TOWA	兵庫県神戸市西区桜が丘中町3丁目2-3	令和3年12月1日	訪問看護
2870203052	土屋訪問介護事業所 神戸灘センター	兵庫県神戸市灘区八幡町1-9-20 六甲小川マンション105	セリュック ス・ロジ株式会社	兵庫県西宮市戸田町5番16号 西宮ビル5F	令和3年12月1日	訪問介護
2870503741	ハートフル 福祉用具	兵庫県神戸市兵庫区都由乃町3丁目2番16号	一般社団法人ラスカル	東京都港区赤坂3丁目21番17号A SK赤坂ビル7階	令和3年12月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870503741	ハートフル 福祉用具	兵庫県神戸市兵庫区都由乃町3丁目2番16号	一般社団法人ラスカル	東京都港区赤坂3丁目21番17号A SK赤坂ビル7階	令和3年12月1日	特定福祉用具販売
2870503774	ケアステーション輝	兵庫県神戸市兵庫区塚本通2丁目1-6 栄光ハイツ101号	株式会社輝	兵庫県神戸市兵庫区塚本通5丁目4-12 酒井ハイツ201	令和3年12月1日	訪問介護
2870603525	Days 鷹取	兵庫県神戸市長田区若松町11丁目5番17号 グレイス若松102号室	株式会社ホワイト	兵庫県神戸市長田区日吉町2-1-2 アスタピア新長田公園通り111	令和3年12月1日	通所介護
2870802879	ひだまりデイサービス すず	兵庫県神戸市垂水区泉が丘1-8-3-2	有限会社鈴木在宅ケアサービス	兵庫県神戸市垂水区泉が丘4丁目1-36	令和3年12月1日	通所介護

神戸市告示第596号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45の5第1項の事業者の指定をしたので、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第1号の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	指定申請者の名称	指定申請者の所在地	指定年月日	サービスの種類
2870503774	ケアステーション輝	兵庫県神戸市兵庫区塚本通2丁目1-6 栄光ハイツ101号	株式会社輝	兵庫県神戸市兵庫区塚本通5丁目4-12 酒井ハイツ201	令和3年12月1日	介護予防訪問サービス
2870603525	Days 鷹取	兵庫県神戸市長田区若松町11丁目5番17号 グレイス若松102号室	株式会社ホワイト	兵庫県神戸市長田区日吉町2-1-2 アスタピア新長田公園通り111	令和3年12月1日	介護予防通所サービス
2875203776	訪問介護アミティー	兵庫県神戸市西区池上4丁目29番地の7	株式会社トータル・ライフサポート	兵庫県神戸市西区池上4丁目29番地の7	令和3年12月1日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第597号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第42条の2第1項及び第54条の2第1項本文の事業者の指定をしたので、同法第78条の11及び第115条の20の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事	事業所等の	事業所等の	指定申請者	指定申請者	指定年月日	サービスの
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

業所番号	名称	所在地	の名称	の所在地		種類
2890800598	小規模多機能オービーホーム高丸	兵庫県神戸市垂水区上高丸3丁目7番22号	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7	令和3年12月1日	介護予防小規模多機能型居宅介護
2890800598	小規模多機能オービーホーム高丸	兵庫県神戸市垂水区上高丸3丁目7番22号	社会福祉法人丸	兵庫県神戸市垂水区名谷町字猿倉273番7	令和3年12月1日	小規模多機能型居宅介護

神戸市告示第598号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870101785	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9-8C-17	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	令和3年11月1日	介護予防福祉用具貸与
2870101785	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9-8C-17	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	令和3年11月1日	特定介護予防福祉用具販売
2870101785	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9-8C-17	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	令和3年11月1日	特定福祉用具販売
2870101785	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6-9-8C-17	株式会社シー・シー・ティー商事	兵庫県神戸市東灘区向洋町中6丁目9番地	令和3年11月1日	福祉用具貸与

	ティー商事	洋町中6-9-8C-17	ティー商事	洋町中6丁目9番地		
2810205274	田所病院	兵庫県神戸市灘区船寺通1-2-1	田所病院	兵庫県神戸市灘区船寺通1丁目2-1	令和3年11月30日	介護予防短期入所療養介護
2810205274	田所病院	兵庫県神戸市灘区船寺通1-2-1	田所病院	兵庫県神戸市灘区船寺通1丁目2-1	令和3年11月30日	短期入所療養介護
2860590187	リハビリ訪問看護ステーションリハメイト神戸	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1-19	有限会社リハネット	兵庫県神戸市北区若葉台3丁目2-2	令和3年11月30日	介護予防訪問看護
2860590187	リハビリ訪問看護ステーションリハメイト神戸	兵庫県神戸市兵庫区兵庫町2丁目1-19	有限会社リハネット	兵庫県神戸市北区若葉台3丁目2-2	令和3年11月30日	訪問看護
2870602766	エポック訪問介護事業所	兵庫県神戸市長田区久保町5丁目1番1 アスタくにづか3番館1F	株式会社エポック・ライフケアサービス	兵庫県神戸市長田区久保町5丁目1番1	令和3年11月30日	訪問介護
2875102333	訪問介護事業所ケア・サービスねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7-7-602	株式会社ねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7-7	令和3年11月30日	訪問介護

神戸市告示第599号

次の事業者について、介護保険法施行規則第140条の62の3第2項第4号の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、神戸市介護予防訪問サービス・生活支援訪問サービス・

介護予防通所サービス事業者の指定に関する要綱第10条第2号の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2870602766	エポック訪問介護事業所	兵庫県神戸市長田区久保町5丁目1番1 アスタくにつか3番館1F	株式会社エポック・ライフケアサービス	兵庫県神戸市長田区久保町5丁目1番1	令和3年11月30日	介護予防訪問サービス
2870802523	ニチイケアセンター塩屋	兵庫県神戸市垂水区塩屋町4丁目16-10オーブラン塩屋1階	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台2-9	令和3年11月30日	介護予防訪問サービス
2875102333	訪問介護事業所ケア・サービスねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7-7-602	株式会社ねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7-7	令和3年11月30日	介護予防訪問サービス
2875102333	訪問介護事業所ケア・サービスねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7-7-602	株式会社ねむの木	兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目7-7	令和3年11月30日	生活支援訪問サービス

神戸市告示第600号

次の事業者について、介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の5第2項の規定に基づいて事業を廃止する旨の届出があったため、同法第78条の11第2号の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事	事業所等の	事業所等の	事業者の名	事業者の主	廃止・辞退	サービスの
-------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

業所番号	名称	所在地	称	たる事務所の所在地	の年月日	種類
2870802879	ひだまりデイサービス すず	兵庫県神戸市垂水区泉が丘1-8-3-2	有限会社鈴木在宅ケアサービス	兵庫県神戸市垂水区泉が丘4丁目1-36	令和3年11月30日	地域密着型 通所介護

神戸市告示第601号

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定に基づいて指定を辞退する旨の届出があったため、同法第115条の規定により告示する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

介護保険事業所番号	事業所等の名称	事業所等の所在地	事業者の名称	事業者の主たる事務所の所在地	廃止・辞退の年月日	サービスの種類
2810205274	田所病院	兵庫県神戸市灘区船寺通1-2-1	田所病院	兵庫県神戸市灘区船寺通1丁目2-1	令和3年11月30日	介護療養型 医療施設

神戸市告示第602号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	山ノ街1号線	神戸市北区山田町下谷上字今	新	22.10	最大 17.00

	草口5番地先から 神戸市北区山田町下谷上字猪 ころび2番1地先まで	旧	22.10	最小 13.00 最大 17.00 最小 13.00
--	---	---	-------	----------------------------------

神戸市告示第603号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように決定し、同条第2項の規定により、令和3年12月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和4年1月4日まで一般の縦覧に供する。

令和3年12月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	中5号線	神戸市北区有野町二郎字中668番3地 先から 神戸市北区八多町中字戸崎1181番地先 まで	824.50	最大 11.10 最小 7.90

公 告

神戸市公告第958号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月3日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	神戸臨床研究情報センターエントランスホール天井脱落対策工事
工事場所	神戸市中央区港島南町1丁目5-4
完成期限	令和4年6月10日
工事概要	S造4建て エントランスホールの天井脱落対策工事、これに伴う仮設流し台設置工事および終了後の撤去工事、電気・給排水・給湯工事
前払金	請負金額の3割以内（中間前払金はなし）の額を支払う。

その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。
-----	-----------------------------------

2 入札に参加する者に必要な資格

(文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。)

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る建設業の許可
等級	建築一般B、C、Dのいずれか ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
令和2・3年度神戸市競争入札参加資格の点数	建築一般の総合点数が740点以上 ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における総合点数をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年12月3日（金）～12月10日（金） ※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年12月13日（月）午前9時～午後8時 第2日目 令和3年12月14日（火）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年12月15日（水）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第959号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月3日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工 事 名	三宮図書館仮移転整備電気設備工事
工事場所	神戸市中央区小野浜町1丁目（デザイン・クリエイティブセンター神戸 新館 2階）
完成期限	令和4年5月31日
工事概要	三宮図書館仮移転整備工事に伴う電気設備工事一式
前 払 金	全体の請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
そ の 他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	電気工事業に係る建設業の許可
等級	電気一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上で

	<p>あること。</p> <p>・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。</p> <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年12月3日（金）～12月10日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼動時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年12月13日（月）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年12月14日（火）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年12月15日（水）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切った場合 「取止め通知書」</p> <p>ウ 再入札の場合 「再入札通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見るすることができます。

神戸市公告第960号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、法第6条第3項において準用する法第5条第3項により次のとおり公告するとともに、当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、法第8条第2項の規定により神戸市の区域内に居住する者、神戸市において事業活動を行う者、神戸市の区域をその地区とする商工会議所又は商工会その他の神戸市に存する団体その他の当該公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和3年12月3日から4月以内に、神戸市に対し、意見書の提出により、意見を述べるすることができます。

令和3年12月3日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

TerrasMa

神戸市須磨区高倉台1丁目1外

2 変更しようとする事項

- (1) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収 容 台 数
店舗①北側、店舗③北西側及び飲食1西側	93台

(変更後)

位 置	収 容 台 数
店舗①北側、店舗③北西側、飲食1西側及び飲食3南東側	171台

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

開 店 時 刻	閉 店 時 刻
午前9時	午後9時45分

(変更後)

小 売 業 者 名	開店時刻	閉店時刻
ヤマダストアー株式会社	午前9時	午後11時
株式会社キリン堂	午前9時	午後9時45分
株式会社キャンドウ	午前9時	午後9時45分

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後10時まで

(変更後) 午前8時30分から午後11時15分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

(変更前)

位 置	出 入 口 の 数
店舗敷地北西側	入口：1箇所
店舗敷地西側	出口：1箇所
合 計	2箇所

(変更後)

位 置	出 入 口 の 数
店舗敷地北西側	入口：1箇所
店舗敷地北側	入口：1箇所
店舗敷地西側	出口：1箇所
合 計	3箇所

3 変更する年月日

2(1)について、令和4年7月3日

2(2)から(4)について、令和3年11月27日

4 変更する理由

顧客利便性の向上のため。

5 届出年月日

令和3年11月2日

6 縦覧期間

令和3年12月3日から令和4年4月4日まで

7 縦覧場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号

三宮ビル東館4階

神戸市経済観光局経済政策課

神戸市公告第961号

神戸市都市景観条例（昭和53年10月条例第59号）第31条の9第2項の規定に基づく協議の申し出がありましたので、同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該申し出に係る書面及び図書の写しを都市局景観政策課窓口において一般の縦覧に供します。

令和3年12月3日

神戸市長 久元喜造

1 景観影響建築行為予定者の氏名及び住所

K&H合同会社

代表社員 根村 城太郎

大阪府中央区西心斎橋1丁目9番28号

2 代理者及び設計者の氏名、住所及び電話番号

（代理者）

株式会社福嶋洋一建築研究所

福嶋 洋一

大阪府西区靱本町2丁目2番22号

06-6131-4371

（設計者）

同上

3 景観影響建築行為の概要

(1) 所在及び地番 神戸市中央区元町通3丁目4番13、4番14、4番18、4番19

(2) 敷地面積 約334平方メートル

(3) 建築面積 約236平方メートル

(4) 延べ面積 約2,022平方メートル

(5) 高さ 約35.0メートル

(6) 構造 鉄筋コンクリート造

(7) 階数 地上12階

(8) 建物用途 共同住宅、物販店舗

4 縦覧の期間

令和3年12月3日から令和3年12月16日まで

神戸市公告第962号

一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号。以下「規則」という。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

令和3年12月6日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

飲料自動販売機設置場所（施設名、台数、屋内屋外の別、住所及び予定価格（最低月額賃料）別表のとおり）の貸し付け

2 入札に参加する者に必要な資格

次の(1)～(3)の要件をすべて満たす法人又は個人に限り入札に参加することができます。

(1) 次の①～③のいずれにも該当しない者であること

- ① 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない
- ② 破産者で復権を得ない
- ③ 国税及び神戸市税の未納がある

(2) 次の①～⑥のいずれにも該当しない者（いずれかに該当する者であって、その事実があった後3年間経過した者を含む。）であること

- ① 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき
- ② 落札者が契約を締結すること又は契約の相手方が契約を履行することを妨げたとき
- ③ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき
- ④ 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき
- ⑤ 落札したにもかかわらず正当な理由がなくて契約を締結しなかったとき
- ⑥ ①～⑤の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員、役員もしくは実質的に経営に関与する者が暴力団員である法人等、その他暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。）及び暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱（平成22年5月26日市長決定）第5条に該当する者）に該当しないこと**3 入札に必要な書類を示す場所**

神戸市中央区加納町6丁目5番1号（郵便番号650-8570）

神戸市役所本庁舎1号館17階

神戸市行財政局資産活用課（電話番号078-322-5140）

（以下「資産活用課」という。）

4 入札の参加に関する要領の交付期間、交付場所及び交付方法**(1) 交付期間**

令和3年12月6日（月）から令和3年12月24日（金）まで（神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

- (2) 交付場所
資産活用課
- (3) 交付方法
無料交付

5 入札参加申込みの日時及び場所

- (1) 入札参加申込みの日時
令和3年12月6日（月）から令和3年12月24日（金）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 入札参加申込みの場所
資産活用課
- (3) 入札参加申込みに関する事項
入札への参加は、上記5(1)の期間内に申込みをした者に限ります。

6 入札の日時、場所及び方法

- (1) 入札の日時
令和4年1月17日（月）から1月31日（月）まで（神戸市の休日を定める条例第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く。）午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (2) 入札の場所
資産活用課
- (3) 入札の方法
本市が交付する所定の入札書により入札すること（郵送又は持参すること。）。

7 開札の日時及び場所

- (1) 開札の日時
令和4年2月3日（木）午前10時00分より
- (2) 開札の場所
神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所本庁舎1号館14階 1141会議室

8 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除とします。

9 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 「入札書」が所定の日時を過ぎて到着したとき
- (2) 「入札参加申込書兼誓約書」の提出がないとき
- (3) 最低月額賃料（予定価格）に達しない金額をもって入札したとき
- (4) 「入札書」の金額その他主要な事項の記載が確認しがたいとき
- (5) 「入札書」に記名及び実印（委任している場合は受任者届出印）の押印がないとき

- (6) 「入札書」の金額の前に「¥」マークがないとき
- (7) 一つの入札に対して2通以上の「入札書」を提出したとき
- (8) 代理人による入札の場合において「委任状」を提出しないとき
- (9) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき
- (10) 入札者の資格がない者が入札したとき
- (11) 本市から交付される「入札書」以外の用紙を使用して入札したとき
- (12) 鉛筆、シャープペンシルその他訂正の容易な筆記具により記入したとき
- (13) 「入札書」の金額を訂正した場合において訂正印の押印がないとき
- (14) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき

10 その他

(1) 本件契約の詳細については、実施要領で確認してください。

(2) 落札者の決定の方法

落札者は、規則第10条の規定により定めた予定価格以上の価格のうち、最高の価格をもって入札をした者とします。落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、くじにより落札者を決定します。

(3) 契約締結の手続

契約の締結は、令和4年3月31日（木）までに行います。

(4) 入札の実施要領の内容は、神戸市ホームページで見ることができます。

(<http://www.city.kobe.lg.jp/jihanki/>)

別表

No.	施設名	台数	屋内 屋外	住 所	予定価格(最低月額賃料)(円)
1	東部建設事務所	1	屋内	神戸市東灘区御影塚町2丁目27番20号	2,200
2	中央卸売市場西部市場 1	1	屋内	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号	2,200
3	中央卸売市場西部市場 2	1	屋内	神戸市長田区苅藻通7丁目1番20号	2,200
4	垂水区役所	1	屋内	神戸市垂水区日向1丁目5番1号	2,200
5	垂水建設事務所	1	屋内	神戸市垂水区福田5丁目6番20号	2,200
6	垂水処理場 管理本館 1	1	屋内	神戸市垂水区平磯1丁目1番65号	2,200
7	垂水処理場 管理本館 2	1	屋内	神戸市垂水区平磯1丁目1番65号	2,200
8	垂水処理場 平磯芝生広場 1	1	屋外	神戸市垂水区平磯1丁目1番65号	1,300
9	垂水処理場 平磯芝生広場 2	1	屋外	神戸市垂水区平磯1丁目1番65号	1,300
10	垂水処理場 平磯芝生広場 3	1	屋外	神戸市垂水区平磯1丁目1番65号	1,300
11	玉津処理場	1	屋内	神戸市西区森友1丁目26	2,200

神戸市公告第963号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第76条の3第4項において準用する第72条第1項の規定により、次のとおり公開による意見の聴取を行いますので、関係人で御意見のある方は、御参集ください。

令和3年12月6日

神戸市長 久元喜造

- 1 建築協定の名称
桜の杜IV建築協定
- 2 建築協定区域の位置
神戸市須磨区桜の杜2丁目5番11 他
- 3 公開による意見の聴取の開催日時
令和3年12月20日（月）
15時00分から15時30分まで
- 4 公開による意見の聴取の場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
建築住宅局602会議室
- 5 連絡先
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
神戸市建築住宅局建築指導部建築安全課
電話(078)595-6555

神戸市公告第964号

都市計画を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該都市計画の案を令和3年12月7日から令和3年12月21日まで公衆の縦覧に供します。

なお、市民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、当該都市計画の案について神戸市に意見書を提出することができます。

令和3年12月7日

神戸市

代表者 神戸市長 久元喜造

1 都市計画の種類	2 都市計画を変更する土地の区域
神戸国際港都建設計画道路	〈3.4.71号垂水駅東線〉 神戸市垂水区日向1丁目
神戸国際港都建設計画交通広場	〈3号垂水駅前交通広場〉 神戸市垂水区日向1丁目

- 3 都市計画の案の縦覧場所
神戸市中央区浜辺通2丁目1番30号
三宮国際ビル6階
都市局都市計画課

神戸市公告第971号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月8日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	シティハイツキャナルタウン消防設備改修工事
工事場所	神戸市兵庫区駅南通5丁目
完成期限	令和4年3月31日 ただし、予算繰越決議の上は令和4年6月30日
工事概要	シティハイツキャナルタウンにおける消防設備を改修する工事の一切
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	消防施設工事業に係る建設業の許可
登録業種	令和2・3年度神戸市競争入札参加資格において「消防施設」を希望業種として登録していること（希望順位は問わない）。
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入</p>

	<p>札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
--	--

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年12月8日（水）～12月14日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年12月15日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年12月16日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年12月17日（金）午前10時30分						
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 60%;">ア 落札候補者がある場合</td> <td>「保留通知書」</td> </tr> <tr> <td>イ 入札を打ち切る場合</td> <td>「取止め通知書」</td> </tr> <tr> <td>ウ 再入札の場合</td> <td>「再入札通知書」</td> </tr> </table>	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」
ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」						
イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」						
ウ 再入札の場合	「再入札通知書」						

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。

- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
 (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
 (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
 (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第972号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月8日

神戸市長 久元喜造

1 入札に付する事項

工事名	アスタプラザイースト温泉ろ過逆洗水処理設備設置工事
工事場所	神戸市長田区大橋町5丁目
完成期限	令和4年3月28日
工事概要	アスタプラザイースト温泉ろ過逆洗水の処理設備を設置する機械設備工事、電気設備工事及び建築改修工事一式
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	管工事業に係る建設業の許可
等級	管一般B又はC ただし、入札参加申込の受付期間の最終日において有効な神戸市工事請負入札参加資格における等級をいう。
その他	(1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）であ

る場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。

(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。

- ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。
- ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。

※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事(単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。)、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。

※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課(電話番号078-322-5147)

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年12月8日(水)～12月14日(火) ※神戸市の休日を定める条例(平成3年3月条例第28号)第2条第1項各号に掲げる本市の休日を除く、電子入札システムの稼働時間内(午前9時～午後8時)
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和3年12月15日(水) 午前9時～午後8時 第2日目 令和3年12月16日(木) 午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札

説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年12月17日（金）午前10時30分	
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。	
	ア 落札候補者がある場合	「保留通知書」
	イ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」
	ウ 再入札の場合	「再入札通知書」

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市公告第973号

事後審査型制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月8日

神戸市長 久 元 喜 造

1 入札に付する事項

工 事 名	淡河環境センター排水管理施設改修工事
工事場所	神戸市北区淡河町野瀬字南山 神戸市環境局淡河環境センター排水管理施設
完成期限	令和4年3月31日
工事概要	本工事は、淡河環境センター排水管理施設において空気圧縮機・攪拌機等の

	更新を行い、施設の安定稼働を目的として実施するものである。
前払金	請負金額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、開札後に入札参加資格の審査を行う事後審査型を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

形態	単独企業
建設業の許可	機械器具設置工事業に係る建設業の許可
その他	<p>(1) 神戸市内に本店を有すること。</p> <p>(2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	<p>令和3年12月8日（水）～12月14日（火）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> <p>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。</p> <p>※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時</p>
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和3年12月15日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和3年12月16日（木）午前9時～午後3時</p>
方 法	<p>電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。</p>

7 開札の日時及び方法

日 時	令和3年12月17日（金）午前10時30分
方 法	<p>開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。</p> <p>ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」</p> <p>イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」</p>

8 入札保証金

神戸市契約規則（昭和39年3月規則第120号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホー

ムページ (<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>) により見ることができます。

神戸市公告第974号

平成23年12月19日付けで締結した森南町1丁目地区まちづくり協定を令和3年12月19日付けで更新締結したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第975号

神戸市都市公園条例施行規則（昭和33年3月規則第117号）第5条第4項の規定により、苔谷公園体育館を、令和3年12月28日（火）に臨時休館する。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

神戸市公告第976号

当該開発区域（工区）の全部について当該開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区榎谷町菅野字城ヶ市1339番2
 - 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
神戸市西区榎谷町菅野821番地
二星 隆太
神戸市垂水区清玄町33番地の1 スカイヴィレッジF101号
二星 枝里
 - 3 許可番号
令和3年5月21日 第7116号
-

神戸市公告第977号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭

和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告します。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

神戸市須磨区桜木町三丁目17番1、18番1、19番1、17番1地先里道の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府大阪市北区芝田一丁目1番4号

阪急阪神不動産株式会社

代表取締役 諸富隆一

3 許可番号

令和3年6月3日 第7117号

(変更許可 令和3年10月26日 第1468号)

神戸市公告第978号

神戸複合産業団地(神戸テクノ・ロジスティックパーク)[工業17-4工区]における製造工場用地の買受人の公募を次のとおり行います。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

1 公募区画

所在	用途地域	地目	面積
神戸市西区見津が丘6丁目19番	工業専用地域	宅地	9,567.75㎡

注 1) 契約は、上記記載面積にて締結します。

2) 公募区画の分割はできません。

3) 当該区画を含む区域は「神戸複合産業団地地区計画(平成27年12月7日変更)」が定められています。

4) 当該区画は盛土による造成を行っています。

2 公募のしおり・申込用紙の配布

(1) 配布期間

令和3年12月21日(火)から令和4年2月14日(月)まで

(ただし、土日祝日及び年末年始は除く。)

(2) 公募のしおりの配布方法

原則、電子データで配布 ※ 手渡しでも可

公募のしおりを希望される方は、電子メールにてお申込みください。その際、メールのタイトルは「神戸テクノ・ロジスティックパーク製造工場用地(第2回公募)公募のしおりの送付について」とし、本文に下記の事項を記載してください。

<記載事項>

① 法人名称、部署、担当者名

② 電話番号

③ メールアドレス（データ送付先）

④ 公募のしおりの使用目的

（申込先）メールアドレス：yuchi_kobo@office.city.kobe.lg.jp

※申込用紙の配布方法については、公募のしおりをご覧ください。

3 現地見学会

令和4年1月11日（火）午前10時～11時

※要事前予約。申込み方法等は、公募のしおりをご覧ください。

※雨天決行。ただし、荒天の際は変更する場合があります。

4 受付期間・受付方法

(1) 受付期間

令和4年2月1日（火）から令和4年2月14日（月）午後5時まで

（ただし、土日祝日は除く。）

(2) 受付方法

郵送又は持参

5 申込み条件等

(1) 対象事業者

当該区画を買受け、かつ、「近畿圏の近郊整備区域及び都市開発区域の整備及び開発に関する法律（昭和39年法律第145号）」第2条第3号に規定する製造工場等を、自ら建設・経営する事業者が対象になります。

(2) 申込者の資格

公募のしおりに定める資格要件を満たす者。

(3) その他の条件

土地利用計画との整合、土地利用上の制限、操業等の義務、権利の譲渡等の制限、連帯保証人及び契約の履行等について、公募のしおりに定めるところによります。

6 分譲条件等

(1) 分譲価格（単価）

1平方メートル当たり135,000円

なお、一定の要件に該当する場合は、割引制度をご利用いただくことができます。

(2) 土地売買代金

土地売買代金は、1平方メートル当たりの分譲価格（単価）に分譲面積を乗じた額とし、1,000円未満は切捨てとします。

(3) 支払方法

土地売買契約締結の日までに土地売買代金の10%、土地引渡しの日までに土地売買代金の総額の残額をお支払いください。

7 買受人の決定

(1) 買受申込書等提出された資料に基づき、買受人としての資格等の有無について審査します。

(2) 複数の事業者から申込みがある場合は、(1)の審査で買受人としての資格等を有すると判断された申込者を対象に、買受申込書の提出時に提出された分譲割引項目選択表の合計割

引率が低い事業者（「Ⅶ. 人口減少対策等に関するインセンティブ」による割引率は除く）を買受人として決定し、申込者に通知します。

(3) 買受申込書の提出時に提出された分譲割引項目選択表において、合計割引率が同じ場合は、抽選にて勝札を得た事業者を買受人として決定し、申込者に通知します。

(4) 買受人に決定した事業者と契約締結に至らなかった場合は、上記の優先順位で次点の事業者を買受人に決定します。

8 契約の締結

契約は、買受人の決定から概ね3ヶ月後までに公正証書により締結していただきます。

契約締結後、神戸市のホームページで公募結果の公表を行います。公表する項目は、件名、公募区画、買受人事業者名、土地売買価格とします。

9 土地の引渡し

土地の引渡しは、土地売買代金及びその他本市に支払う金銭が完納された後、現地立会いの上、現状有姿で土地引渡書により行います。

10 その他

公募の詳細については、公募のしおりをご覧ください。

神戸市公告第979号

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告します。

令和3年12月21日

神戸市長 久元喜造

1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

神戸市東灘区森北町4丁目2番、3番1の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区中崎西2丁目4番12号

株式会社コスモスイニシア

支配人 石渡健二

大阪市淀川区西中島3丁目12-15 第5新大阪ビル705号

ベルエステート株式会社

代表取締役 山崎充雄

3 許可番号

令和2年8月11日 第7052号

（変更許可 令和3年3月26日 第1439号）

（変更許可 令和3年11月18日 第1469号）

交 通 局

神戸市交通公告第57号

制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月3日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工 事 名	布引変電所統合化他更新工事
工事場所	神戸市中央区加納町1丁目（布引変電所、北神布引変電所）
完成期限	令和6年12月27日
工事概要	本工事は神戸市高速鉄道 西神・山手線、北神線の布引変電所および北神布引変電所統合化による機器更新工事、それらに関する電力線路設備の更新工事を行うものである。 ただし、電力管理システムおよび遠隔監視制御装置関連の改造・改修工事は別途工事にて行う。
前 払 金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。ただし、初年度は、初年度及び翌年度の出来高予定額の4割以内の額を支払う。

2 入札に参加する者に必要な資格

特定建設工事共同企業体又は単独企業

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）

●形態が特定建設工事共同企業体である場合

形態	特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社
構成員の出資比率	構成員が2社のときは100分の30以上、3社のときは100分の20以上
共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件	
建設業の許可	電気工事業に係る特定建設業の許可
その他	開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。
共同企業体の代表者に関する条件	
施工実績	普通鉄道（JR・大手私鉄・公営鉄道）において、次に掲げる2種類の工事を元請として製作かつ据付し、既設設備との切り替えの更新工事を平成18年度以降に完成させた施工実績があること。 ① (a)C-GIS（キュービクル形ガス絶縁スイッチギア）または(b) 固体絶縁開閉式受電設備 ((a)(b)いずれも標準電圧22,000ボルト

	<p>以上であること)の更新工事</p> <p>② 直流変成設備(標準電圧直流1,500ボルト以上であること)の更新工事</p> <p>ただし、補修工事及び現在施工中の工事にかかるものを除く。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>なお、上記①、②は同一工事でなくてよい。</p>
その他	出資比率が、構成員中最大であること。

●形態が単独企業である場合

形態	単独企業
建設業の許可	<p>電気工事業に係る建設業の許可</p> <p>ただし、下請金額の総額が4,000万円(建築の場合は6,000万円)以上になる場合は、特定建設業許可を要します。</p>
施工実績	<p>普通鉄道(JR・大手私鉄・公営鉄道)において、次に掲げる2種類の工事を元請として製作かつ据付し、既設設備との切り替えの更新工事を平成18年度以降に完成させた施工実績があること。</p> <p>① (a)C-GIS(キュービクル形ガス絶縁スイッチギア)または(b)固体絶縁開閉式受電設備((a)(b)いずれも標準電圧22,000ボルト以上であること)の更新工事</p> <p>② 直流変成設備(標準電圧直流1,500ボルト以上であること)の更新工事</p> <p>ただし、補修工事及び現在施工中の工事にかかるものを除く。</p> <p>また、共同企業体の構成員として施工したものは実績に含めない。</p> <p>なお、上記①、②は同一工事でなくてよい。</p>
その他	<p>(1) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。</p> <p>(2) 神戸市行財政局契約監理課(以下「契約監理課」という。)発注工事を、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事实績がない場合については、65点未満とみなす。 <p>(3) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中(落札決定後契約前である場合も含む。)である場合、次の要件を満たしていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。

・なお、工事实績がない場合については、70点未満とみなす。
 ※なお、(2)(3)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。
 ※なお、(1)(2)(3)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。

3 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階 契約監理課（電話番号078-322-5147）

4 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

5 入札参加申込書の提出方法

受付期間	令和3年12月3日（金）～12月17日（金） ※神戸市の休日を守る条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時） ※紙書類の提出は、本市の休日を除く午前9時～正午、午後1時～午後5時（郵送の場合は書留郵便のみ受付可。受付最終日の午後5時までに契約監理課必着。）
提出場所	契約監理課

6 入札の日時及び方法

日 時	第1日目 令和4年1月12日（水）午前9時～午後8時 第2日目 令和4年1月13日（木）午前9時～午後3時
方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。なお、「内訳書」の提出については入札説明書等によります。

7 開札の日時及び方法

日 時	令和4年1月14日（金）午前10時30分
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 落札候補者がある場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」

8 入札保証金

神戸市交通局契約規程（昭和51年8月交規程第15号）第7条第2号の規定により免除します。

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

10 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

- (2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ（<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>）により見ることができます。

神戸市交通公告第58号

簡易型（実績確認型）総合評価落札方式制限付一般競争入札により契約を締結するので、次のとおり公告します。

令和3年12月3日

神戸市交通事業管理者 城南雅一

1 入札に付する事項

工事名	西神・山手線 新長田駅大規模改修工事
工事場所	神戸市長田区松野通1丁目他
完成期限	令和6年2月28日
工事概要	1. 地下2階（ホーム階）内装改修工事 2. 地下1階（コンコース階）内装改修工事 3. 地上東出入口上屋建替工事
前払金	各会計年度ごとに、当該年度の出来高予定額の4割以内（中間前払金は2割以内）の額を支払う。
その他	この入札は、簡易型（実績確認型）総合評価落札方式を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

（文中に「共同企業体の構成員」とある場合は、特記なき限りその代表者を含みます。）
形態が特定建設工事共同企業体である場合

形態	特定建設工事共同企業体
構成員の数	2社又は3社
共同企業体の各構成員（代表者を含む）に関する条件	
建設業の許可	建築工事業に係る特定建設業の許可
経営事項審査の結果の点数	経営事項審査の結果において、建築一式工事の総合評定値が900点以上、ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
等級	建築A
その他	神戸市内に本店又は支店若しくはこれに準じるものを有すること。 うち1社以上は神戸市内に本店を有するものであること。
共同企業体の代表者に関する条件	
経営事項審査の結果の点数	経営事項審査の結果において、建築一式工事の総合評定値が、神戸市内に本店を有する場合は1,000点以上、支店若しくはこれに準じるものを有する場合は1,130点以上であること。 ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
その他	出資比率が、構成員中最大であること。

形態が単独企業である場合

形態	単独企業
建設業の許可	建築工事業に係る特定建設業の許可
等級	建築A
経営事項審査の結果の点数	経営事項審査の結果において、建築一式工事の総合評定値が1,000点以上 ただし、入札参加資格の審査の申請の受付期間の最終日において、審査基準日から1年7月を経過していないものに限る。
その他	<ol style="list-style-type: none"> (1) 神戸市内に本店を有すること。 (2) 開札予定日において有効な経営事項審査の結果があること。 (3) 神戸市行財政局契約監理課（以下「契約監理課」という。）発注工事を、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が65点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、65点未満とみなす。 (4) 契約監理課発注工事を、低入札価格調査手続要綱第4条に規定する調査基準価格を下回る価格をもって契約し、開札予定日において施工中（落札決定後契約前である場合も含む。）である場合、次の要件を満たしていること。

その他	<ul style="list-style-type: none"> ・平成28年4月1日から開札予定日の14日前までの間に完成し、検査に合格した契約監理課発注工事の工事成績評定点の平均点が70点以上であること。 ・なお、工事実績がない場合については、70点未満とみなす。 <p>※なお、(3)(4)中の「契約監理課発注工事」とは、契約監理課において入札した工事（単価契約工事・共同企業体の構成員として施工した工事を除く。）、及び契約監理課で契約した随意契約工事とします。</p> <p>※なお、(2)(3)(4)中の「開札予定日」は、事後審査型の総合評価落札方式である場合には「評価値による開札予定日」、事前審査型である場合には「受付最終日」と読み替えること。</p>
-----	---

3 総合評価に関する事項

評価基準	評価基準として、企業の施工能力等に係る評価項目及びその配点を設定する。詳細は入札説明書による。
評価の方法	<p>評価は、標準点（100点）に入札者の企業の施工能力等に係る加算点を加えた技術評価点を当該入札者の入札価格（消費税相当額を除く。以下同じ。）で除す次式で得られた評価値により行う。</p> <p style="text-align: center;">評価値＝技術評価点／入札価格×10,000,000（小数点第4位切捨て）</p>

4 入札に必要な書類を示す場所

郵便番号650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号 神戸市役所本庁舎1号館2階
契約監理課（電話番号078-322-5147）

5 入札に参加する者に必要な資格の審査等

この入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の配布及び審査の通知の方法並びに当該契約の設計書等の閲覧及び貸与については、入札説明書等によります。

6 入札に参加する者に必要な資格の審査の申請書の提出期間及び提出方法

提出期間	<p>令和3年12月3日（金）～12月17日（金）</p> <p>※神戸市の休日を定める条例（平成3年3月条例第28号）第2条第1項各号に掲げる本市の休日（以下「本市の休日」という。）を除く、電子入札システムの稼働時間内（午前9時～午後8時）</p> <p>※紙書類を郵送で提出する場合は、受付期間の最終日の午後5時までに契約監理課に必着のこと。</p> <p>※持参による場合は、本市の休日を除く 午前9時～正午、午後1時～午後5時</p>
提出場所	契約監理課

7 入札の日時及び方法

日 時	<p>第1日目 令和4年1月12日（水）午前9時～午後8時</p> <p>第2日目 令和4年1月13日（木）午前9時～午後3時</p>
-----	---

方 法	電子入札システムにより、当該入札案件を検索の後、当該入札案件について「内訳書」を添付して「入札書」を送信した後、「入札書」、「入札書受信確認通知」及び「入札書受付票」を確認し、印刷、保存すること。
-----	--

8 技術資料提出の日時及び方法

技術資料の提出は原則として電子メールによるものとします。やむを得ない場合、持参又は事業者の費用負担による郵送（簡易書留郵便）を認めます。

(1) 電子メールの場合

日 時	令和4年1月13日（木）午後3時までとする。 なお、提出確認は事業者の送信時刻ではなく契約監理課の受信時刻をもって判断する。
方 法	技術資料を添付し、次のアドレスへ送信すること。 nyusatu-kouji@office.city.kobe.lg.jp

(2) 持参の場合

日 時	第1日目 令和4年1月12日（水）午前9時～正午、午後1時～午後5時 第2日目 令和4年1月13日（木）午前9時～正午、午後1時～午後3時
場 所	契約監理課

(3) 郵送の場合

方 法	技術資料を封筒（様式は自由）に入れ、封筒の表に「技術資料在中」と朱書し、簡易書留郵便で送付すること。
日 時	令和4年1月13日（木）の午後5時までに、本市（本庁舎）に到着する文書の直接窓口である行財政局業務改革課（文書係）に到着していること。
あて先	契約監理課

9 開札予定日時及び方法

(1) 入札価格の開札

日 時	令和4年1月14日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。 ア 技術資料の審査等により保留する場合 「保留通知書」 イ 入札を打ち切る場合 「取止め通知書」 ウ 再入札の場合 「再入札通知書」

(2) 評価値による開札

日 時	令和4年1月21日（金）午前10時30分を予定
方 法	開札後、開札結果に応じて、以下の通知書を電子入札システムにより発行するので、その内容を確認し、印刷、保存すること。

ア 落札者がある場合	「落札者決定通知書」
イ 低入札価格調査の実施等により保留する場合	「保留通知書」
ウ 入札を打ち切る場合	「取止め通知書」

10 落札者の決定方法

入札価格が予定価格の制限の範囲内にあり、かつ技術評価点が標準点(100点)以上である入札者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、低入札価格調査手続要綱に基づき、その者を落札者としなないことがある。また、失格基準価格を設けている場合は、失格基準価格を下回る価格で入札した者は失格とする。

評価値の最も高い者が2人以上あるときは、電子入札システムの抽選機能により、落札者を決定する。

11 入札保証金

神戸市交通局契約規程(昭和51年8月交規程第15号)第7条第2号の規定により免除します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札者及びその代理人が他の入札代理人となり、又は数人共同して入札をしたとき。
- (2) 入札者の資格のない者が入札したとき。
- (3) 入札金額に係る積算の内訳書の提出がないとき。
- (4) 期日までに指定した書類の提出がないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したとき。

13 その他

(1)

当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無	無
--	---

(2) 入札説明書の内容は、兵庫県電子入札共同運営システムホームページ内の神戸市ホームページ(<https://www.nyusatsu.e-hyogo.jp/kobe/>)により見ることができます。

選挙管理委員会

神戸市選告示第19号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第5項及び第75条第6項並びに市町村の合併の特例に関する法律(平成16年法律第59号)第5条第30項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第4項、第80条第4項、第81条第2項及び第86条第4項(地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第2項において準用する場合を含む。)の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超え80万以下の場合にあって

はその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和3年12月3日

神戸市選挙管理委員会
委員長 向井道尋

- | | | |
|---|---|---------|
| 1 | 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 | 25,180 |
| 2 | 選挙権を有する者の総数の6分の1の数 | 209,832 |
| 3 | 選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 | 257,374 |
| 4 | 神戸市の議会の議員の選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数 | |
| | 東灘区 | 58,015 |
| | 灘区 | 36,223 |
| | 中央区 | 37,076 |
| | 兵庫区 | 30,209 |
| | 北区 | 60,077 |
| | 長田区 | 26,356 |
| | 須磨区 | 44,857 |
| | 垂水区 | 60,319 |
| | 西区 | 66,534 |

農 業 委 員 会

神戸市農業委員会告示第13号

農地法（昭和27年法律第229号）第3条第2項第5号括弧書きの規定に基づき、別段の面積を定めたので、次のとおり告示する。

令和3年12月21日

神戸市農業委員会会長 前中悠一

別段の面積を適用する区域	別段の面積
神戸市北区八多町下小名田字宮ノ前964番	2.53アール
神戸市北区八多町下小名田字宮ノ前965番	1.81アール
神戸市北区八多町下小名田字宮ノ前966番	0.38アール
神戸市北区八多町下小名田字宮ノ前967番	1.48アール
神戸市北区山田町東下字野田北15番2	3.14アール

神戸市北区山田町東下字野田北15番4	3.85アール
神戸市西区平野町常本字西ノ口219番	1.39アール
神戸市西区平野町常本字西ノ口216番	0.75アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内126番	2.38アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内125番1	2.16アール
神戸市西区平野町繁田字池ノ内120番	1.55アール
上記以外の神戸市内全域	10アール